

## 諫干湾干拓事業の「制限開門」調査

【毎日新聞・10月12日】長崎県の国営諫干湾干拓事業(諫干)にある潮受け堤防排水門の開門調査を巡り、鹿野道彦農相が「制限開門」の方針を県に伝えた。昨年末、排水門の5年間の常時開門を命じた福岡高裁判決が確定したのを受けて手法が検討されてきた。

だが、今回の案では有明海の再生につながる手がかりを得られないばかりか、諫干が生み出した地域住民の対立解消もできそうにない。私は最終的には全開門し、有明海異変との因果関係を十分調べるべきだと考えるが、対立解消も国や地元自治体が負う大きな責務だと思う。

国は6月に発表した環境影響評価(アセスメント)の中間報告を基に開門方法を検討した。挙げられた四つの方法は(1)最初から全開門(2)段階的に開き最後に全開門(3)潮受け堤防内側の調整池の水位を制限する制限開門(水位変動幅70センチ)(4)制限開門(同20センチ)で、対策工事費は(1)と(2)が10077億円、(3)が239億円、(4)が82億円とされた。国が今回伝えた(4)の制限開門は、調整池の水位が上がらず、標高が低い後背地への冠水といった防災上の影響も少ないとされ、費用も一番少ない。

◇半端な方法で効果は不十分

だが、この方法による海水の年間流出入量は全開門の40分の1、10億トンに過ぎない。堤防に近い諫干湾内の漁場への効果は期待できるが、「有明海全体の再生にはほど遠い」と、多くの漁業者は見る。「堤防の閉め切りにより潮流が弱まり、漁業被害が起きた」として裁判まで起こした漁業者は、中途半端な調査では納得できないだろう。

一方で、干拓地の入植者らは開門差し止め訴訟を起こし、今回の「制限開門」の通告についても、差し止めを求める仮処分申請をする予定だ。

こうした果てしない対立を解決できるのは政治の力しかない。民主党政権下でも、問題解決に向けた一定の動きがあった。

10年3月、赤松広隆農相(当時)が設けた検討委員会(現地視察などを経て「排水門を巡るいさかいに終止符を打つため」、開門調査が妥当とする報告書をまとめた。だが鳩山内閣は総辞職し、生かされなかった。

その後を継いだ菅直人首相(当時)が昨年末、上告を断念した。しかし、菅氏は地元にも諮らないまま方針を示し、現地入りもしなかった。さらに国は開門方法について「環

境アセスメントの結果後」と言い続け、結局、自民党政権下で考えられたアセスに従って四つの選択肢を示し、今回の鹿野農相の発言になった。地元には打診がないまますべてが決まっていたが、紛争解決をすすんで大切なのは、積極的に紛争当事者と顔を合わせ、話し合うことなのではないか。

地元の長崎県と諫早市の役割も指摘したい。潮受け堤防に防災効果や塩害を防ぐ機能があることを理由に、県と市は開門反対の姿勢で固まっている。だが、堤防の防災効果について司法が示した判断は「限定的」というもので、国も1957年の諫早大水害クラスの大雨が降れば(堤防の効果は)市街地には及ばない、つまり大水害を必ずしも防げないと認める。

島根県の中海干拓事業の淡水化中止にかかわった保母武彦・島根大名誉教授(69)は、諫干が生み出した住民対立に地元自治体が解消の立場からかわろうとしないことについて、「異なる意見を調整する自治体本来の役割を放棄している」と指摘する。

◇対立住民の間で県市は調整役に

1月に鹿野農相が諫早入りした際、市役所前で開門賛成、反対の両派がつかみ合い寸前になった。だが、近くにいた市職員や地元議員らは遠巻きに眺めるだけで、止めに入ろうとはしなかった。ここに、今の諫早の悲しさが見える。ややイレギ

ユラーな形だったとはいえず、開門を命じる司法判断は確定した。開門調査は避けては通れないのだ。県と市は双方に耳を傾け調整する役目を果たすべきだ。

自治体には「開門」が「諫干」の価値の否定につながるという意識があるのかもしれない。既に41個人・団体の入植者が営農を進めている。農地を元の干潟に戻せるわけはなく、漁業と農業の両立という「新たな事業」を考えていくしか道は残っていない。

法廷に頼ることなく、自治体と農業者、漁業者、その他の地元住民、裁判で勝訴した原告弁護士など関係者が一堂に会し意見交換する円卓会議のような場を設け、同じ第1次産業に携わる住民同士の対立の解消を目指すべきだ。門を開いて十分な調査を進めるとともに、酒を酌み交わせる仲になること。いさかいの歴史に早く幕を閉じてほしい。

